

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当地域の人口は 44,179 人で、近年では若干減少傾向にある。就業人口は、地域全体で 21,126 人であり、産業別では、第 1 次、第 2 次、第 3 次産業いずれも減少傾向にある。

市内の主要な産業の一つには、塩田跡地の臨海工業地帯を中核として発展を遂げてきた工業があり、現在は西浜工業団地、赤穂磯産業団地、赤穂清水工業団地などに先端技術産業をはじめ電気機械、化学、窯業等多種多様な企業が立地しており、特定の業種に大きく依存しない均衡のとれた産業構造となっている。従業者数別には「製造業」「卸売業・小売業」「医療・福祉」のほか、「宿泊業・飲食サービス業」が上位を占め、市内総生産は「製造業」が最も多い。

また、当地域には 2,000 近くの事業所が存在しているものの、そのほとんどを中小企業が占めていることから、市内中小企業者の振興は、赤穂市全体の経済振興を図る上でも重要な課題であり、市内中小企業者の先端設備等の導入を促進することにより、労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

(2) 目標

本計画を策定することで当地域への企業誘致や域内の中小企業の設備投資を促進し、地域産業の活性化に取り組む。また、地域の実情に応じた多様な雇用の創出や拠点強化を図り、地域産業が元気で、交流が盛んな、活力とにぎわいのあるまちの実現を目指す。これを実現するために、本計画期間中に 5 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当地域は、特定の業種に大きく依存しない均衡のとれた産業構造となっているため、全ての業種及び事業等を対象とすることとしている。このため、導入される先端設備も幅広いものとなることが予想されることから、先端設備等の種類は中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当地域は、兵庫県の南西部に位置しており、西は岡山県備前市、東は相生市、北は赤穂郡上郡町、南は播磨灘に面している。有年駅を中心とした北部、坂越港周辺の坂

越地区、播州赤穂駅を中心とした南部には多くの事業所が集積し、東部の御崎地区には宿泊施設が、西部の西浜工業団地には製造業が多く進出するなど、市内全域に中小企業が存在するため、対象地域は赤穂市全域とする。

（２）対象業種・事業

当地域は、「卸売業・小売業」が一番多く、次いで赤穂温泉が象徴的な「宿泊業・飲食サービス業」、その他「建設業」「製造業」「生活関連サービス業・娯楽業」「サービス業」等が同規模で所在するなど、特定の業種に大きく依存しない均衡のとれた産業構造となっているため、中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者が行う全ての業種及び事業等を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう設備導入に伴う人員増は労働生産性の算定から除外することとする。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税を滞納していないこと。